

1 規則等の題名

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第52号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）

3 規則等の制定日

令和7年3月11日（火曜日）

4 結果公示の日

令和7年3月11日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募手続を要しない軽微な変更に該当するため。

7 規則等の概要

別添 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則及び新旧対照表

8 担当課・連絡先

○ 高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL：088－893－1221（内線 413）

規 則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第17号

**高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の
一部を改正する規則**

第 1 条 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則
(昭和44年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第24条第 7 項」を「第24条第11項」に改める。

第 2 条 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の
一部を次のように改正する。

第 4 条中「第24条第11項」を「第24条第12項」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（抜粋）	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（抜粋）
（運転練習をする自動車の制限）	（運転練習をする自動車の制限）
第4条 施設を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） <u>第24条第11項</u> の規定により高知県公安委員会が指定した自動車でなければならない。	第4条 施設を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） <u>第24条第7項</u> の規定により高知県公安委員会が指定した自動車でなければならない。

新旧対照表

新	旧
高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（抜粋）	高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（抜粋）
（運転練習をする自動車の制限）	（運転練習をする自動車の制限）
第4条 施設を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） <u>第24条第12項</u> の規定により高知県公安委員会が指定した自動車でなければならない。	第4条 施設を使用して運転練習をする自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） <u>第24条第11項</u> の規定により高知県公安委員会が指定した自動車でなければならない。